知多市使用料及び手数料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和５年１２月２１日

知多市長　宮　島　壽　男

知多市条例第２９号

知多市使用料及び手数料条例等の一部を改正する条例

（知多市使用料及び手数料条例の一部改正）

第１条　知多市使用料及び手数料条例（昭和４５年知多市条例第５４号）の一部を次のように改正する。

別表第２の６の項中「磁気ディスクをもつて調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同表７の項中「磁気ディスクをもつて調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同表中３２の項を３４の項とし、１３の項から３１の項までを２項ずつ繰り下げ、同表１２の項中「書類」を「規定に基づく届書その他市長の受理した書類又は同法第１２０条の６第１項の届書等情報の内容を表示したもの」に改め、同項を同表１４の項とし、同表１１の項を同表１３の項とし、同表１０の項中「又は戸籍法」を「、戸籍法」に、「の書類に記載した事項」を「若しくは第１２６条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書又は同法第１２０条の６第１項の規定に基づく届書等情報の内容」に改め、同項を同表１２の項とし、同表中

「

９	除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料	１件	４５０円	

を

」

「

９	除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料	１件	４５０円	
１０	戸籍電子証明書提供用識別符号	１件	４００円	

に

	の発行の手数料			
１１	除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料	１件	７００円	

」

改める。

別表第２備考中１１を１３とし、１から１０までを３から１２までとし、同表備考に１及び２として次のように加える。

１　戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成１４年法律第１５１号）第７条第１項の規定により同法第６条第１項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この備考の１及び２において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合においては、徴収しない。

２　除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第７条第１項の規定により同法第６条第１項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合においては、徴収しない。

（知多市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の一部改正）

第２条　知多市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例（令和５年知多市条例第１２号）の一部を次のように改正する。

別表第２の改正規定中「１３の項から１９の項まで」を「１５の項から２１の項まで」に改める。

附　則

この条例中第１条の規定は令和６年３月１日から、第２条の規定は公布の日から施行する。